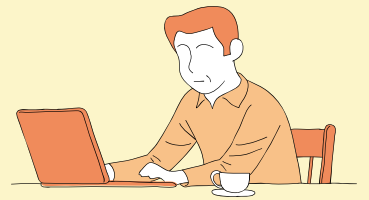


国などが行っている支援制度



太陽光発電及び 蓄電池システム共同購入事業

再生可能エネルギーの更なる普及拡大を目的に、事業者との連携のもと、太陽光発電システム等の購入希望者を募り、共同購入によるスケールメリットを活かし、価格低減を促すことで、太陽光発電システム等の設置にかかる費用負担を軽減する事業

● 問い合わせ先 ●

北海道みんなのうちに太陽光キャンペーン事務局
TEL：0120-216-100
(土・日・祝日を除く平日10:00~18:00)

● ホームページ ●

<https://group-buy.jp/solar/hokkaido/home>



その他の補助制度など

長期優良住宅化リフォーム推進事業

性能向上のためのリフォーム及び適切なメンテナンスによる住宅ストックの長寿命化を図る優良な取り組みに対し、事業の実施に要する費用の一部を補助

● 問い合わせ先 ●

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局
TEL：03-5805-0522

● ホームページ ●

http://www.kenken.go.jp/chouki_r/

LCCM住宅整備推進事業

先進的な脱炭素住宅であるLCCM住宅の整備に対して行う補助

● 問い合わせ先 ●

LCCM住宅整備推進事業実施支援室
TEL：03-6803-6683
E-mail: info@lccm-shien.jp

※このほかにも、2024年度に国などで計画している事業があります。ホームページなどでご確認ください。

住宅に係る減税制度

住宅取得のほか、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等の工事を行う際の所得税の控除や、固定資産税の減額など

住宅の取得に利用可能な税制特例

- ・住宅ローン減税【所得税、個人住民税】
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】
- ・住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置【登録免許税】
- ・不動産取得税に係る特例措置【不動産取得税】
- ・新築住宅に係る税額の減額措置【固定資産税】
- ・認定長期優良住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、個人住民税】
- ・認定低炭素住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税】
- ・買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置【登録免許税、不動産取得税】

住宅のリフォームに利用可能な税制特例

- ・住宅ローン減税【所得税、個人住民税】
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】
- ・耐震改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
- ・省エネ改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
- ・バリアフリー改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
- ・長期優良住宅化リフォームに関する特例措置【所得税、固定資産税】
- ・同居対応改修に関する特例措置【所得税】

マンションの大規模修繕に利用可能な税制特例

- ・マンション長寿命化促進税制【固定資産税】

※そのほか住宅の譲渡に利用可能な税制特例もあります

● 問い合わせ先 ●

【国税（所得税など）】お住まいを管轄する税務署
【道税（不動産取得税）】道税事務所
【市税（個人住民税、固定資産税）】お住まいを管轄する市税事務所

● ホームページ ●

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html

住宅省エネ2024キャンペーン（国土交通省、経済産業省、環境省）

事業名	概要
子育てエコホーム支援事業	エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、省エネ投資の下支えを行い、2050年のカーボンニュートラルの実現を図る事業
先進的窓ノベ2024事業	断熱窓への改修を促進し既存住宅の省エネ化を促すことで、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適な暮らしの実現および家庭からのCO2排出削減に貢献するとともに、断熱窓の生産効率向上による関連産業の競争力強化と成長を実現させることを目的とする事業
給湯省エネ2024事業	家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見直し」の達成に寄与することを目的とする事業
賃貸集合給湯省エネ2024事業	家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、特に賃貸集合住宅に対する小型の省エネ型給湯器の導入支援を行うことによりその普及拡大を図り、「2030年度におけるエネルギー需給の見直し」の達成に寄与することを目的とする事業

● 問い合わせ先 ●

住宅省エネ2024キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口
TEL：0570-055-224（IP電話は03-6625-2874）

● ホームページ ●

<http://jutaku-shoene2024.mlitt.go.jp/>

※各制度にはさまざまな条件がありますので、詳しくは各担当部署へご確認ください。

2024年6月現在